

川口市立学校（園）の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

川口市教育委員会

## 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、中教審の答申によると、令和6年8月の『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）では、「学校教育の質の向上を通じた、すべての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

この答申を踏まえ、本市においても、教員が心身共に健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で本計画を策定し、「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」ために、これまで以上に働き方改革を推進する。

## (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川口市立学校職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- また、令和3年度に川口市の「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和7年度には内容を改定し、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」ことを目的に掲げ、学校における働き方改革を推進してきた。
- このような取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和5年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 31 時間 19 分	24.6%	0.9%
中学校	月 40 時間 26 分	39.9%	5.7%

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 28 時間 57 分	18.9%	0.5%
中学校	月 36 時間 37 分	32.6%	3.8%

- 時間外在校等時間、月 45 時間以上の割合、月 80 時間以上の割合は年々減少してきており、各学校の取組の成果が現れているが、一部の教職員に負担が偏っている実態等も踏まえると、目標達成には至っていないことがわかる。

- 目標達成には、教員一人当たりの業務量の削減が必要であり、また、業務の効率化が必要である。教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減するためには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

---

本計画では、国の指針を踏まえ、以下の目標を設定する。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員の時間外在校等時間について、国の指針で定める上限時間（1箇月時間外在校時間：45時間、1年間時間外在校時間：360時間）の範囲内とするため、数値目標を以下のとおりとする。

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員の心身の健康確保や教職の魅力を確保するため、教職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を以下のとおりとする。

教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる職場環境を整えるために、以下の目標に具体的に取り組む。

- ①年間の年次有給休暇の平均取得日数を17日以上にする。【R6: 15.8日】
- ②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を9%まで減少させる。【R7: 10.2%】
- ③ストレスチェックにおける職場内の健康リスク値を80以下とする。【R7: 81】

## 3 計画の期間

---

本計画の計画期間は、令和8年度～令和11年度の4年間とする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

---

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

##### ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

##### ③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・直接苦情等に対応する相談窓口の設置等、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制について研究する。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ④調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

##### ⑤校庭や体育館等の施設・設備の管理

- ・校庭・体育館等の地域開放施設の管理業務について、令和8年度より教育委員会において制度化し、電子化を推進する。

##### ⑥部活動

- ・令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を推進する。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ⑦授業準備、学習評価や成績処理

- ・教材の共有化や校務支援システムの機能活用、ICTを活用した自動採点技術等を導入するなど、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する方法について検討する。

### ⑧給食・清掃指導時における対応

- ・給食時や清掃時における児童生徒への指導は、児童生徒の発達段階や実態を踏まえ、学級担任のみではなく、全教職員で対応できる体制を整える。

### ⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉に関する専門人材、日本語指導に係る支援員（支援団体）等との連携を図り、効果的な支援体制の構築を推進する。

## （２）学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。
- ・教職員一人ひとりの業務を各自でタイムデザインし、業務の効率化を図る。

## （３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・教職員メンタルヘルスカウンセラーや産業医との連携を図り、心身の健康問題についての相談体制を整え、教職員の健康維持増進に努める。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保を推進する。
- ・ストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談体制を整える。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における「定時退勤ウイーク」の実施を推進する。
- ・「フレックスタイム制」及び「いわゆる調整」を効果的に活用し、勤務時間の適正な管理に努める。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

---

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、川口市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力をえられるよう取り組む。